

令和5年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

令和5年6月29日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和5年6月29日（木）午後1時55分 開会
1. 令和5年6月29日（木）午後2時33分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 佐藤育男	2番 鎌田 正	3番 黒沢龍己	4番 森元淑雄
5番 高橋徳久	6番 橋村 誠	7番 武藤義彦	8番 熊谷隆一
9番 渡邊秀俊	10番 小松栄治	11番 荒木田俊一	12番 伊藤福章
13番 秩父博樹	14番 後藤 健	15番 青柳宗五郎	16番 鈴木良勝
計 16名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己 副管理者 小松英昭
監査委員 藤村好正 消防長 佐藤広樹 事務局次長兼管理課長 佐藤大
消防次長 佐々木伸吾 主席参事兼消防本部総務課長 山本啓彦 環境事業課長 瀬川敬
介護保険事務所長 上田泰彦 環境事業課参事 山本博康
介護保険事務所主幹 奈良ルミ子 管理課主幹 藤田貴 管理課副主幹 鈴木貴将
管理課主事 内山七月

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第10号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第11号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第12号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- (4) 議案第13号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- (5) 議案第14号 財産の取得について（高度救命処置用資機材）
- (6) 議案第15号 令和5年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

議 長 (後藤健)
定刻より少し早いですけれども、皆さんお揃いのございますので、これより令和5年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

管理者から「招集のあいさつ」があります。老松管理者。

管理者 (老松博行)

はい、議長。

議 長 (後藤健)

はい、管理者。

管理者 (老松博行)

本日、令和5年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、人事院規則及び総務省令の一部改正に伴う条例案2件、消防車両の更新に伴う単行案3件並びに一般会計に係る補正予算案1件の合計6件であります。

この後、提案理由について事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りして、当組合の諸般の状況について、ご報告させていただきます。

始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

国内における新規感染者数が本年2月以降、低い水準で推移していることに加え、変異株の出現等も認められないことなどから、感染症法上の位置付けが、5月8日から季節性インフルエンザと同じ第5類に引き下げられております。

これを受け、マスクの着用については、各職員の判断を基本とし、対外的な業務等においては着用を求めるなど、サービスの取扱いを変更しております。

組合といたしましては、アフターコロナへの移行段階にある現状を踏まえつつ、引き続き気を緩めることなく、状況を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、本年度の事務部局職員の採用試験につきましては、管理課又は介護保険事務所に勤務する上級職若干名を採用することとしており、来る8月20日に大仙市大曲交流センターを会場に1次試験を実施する予定であります。詳細につきましては、構成市町の広報6月1日号や当組合のホームページでお知らせしております。

次に、斎場関係について申し上げます。

年次計画で実施している3斎場の火葬炉設備補修工事についてであります。燃焼室の耐火物の補修や部品の交換などを実施することとしており、中央斎場の工期は7月8日から7月13日まで、南部・北部斎場は9月中を予定しております。

次に、新南部斎場建設事業につきましては、現在までのところ特段のトラブル

等もなく、ほぼ工程どおりに工事が進んでおりますが、今次臨時会終了後に開催をお願いしております議員説明会において、その進捗状況及び今後の予定についてご報告させていただくこととしております。また、北部斎場につきましては、令和2年6月30日の議員全員協議会においてご説明申し上げたとおり、令和7年度において大規模改修を行うこととしておりますが、実質来年度から事業がスタートすることになりますので、この事業の概要につきましても、併せてご報告させていただきます。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

始めに、新中央し尿処理センター施設整備事業につきましては、民間事業者に施設の設計・建設及び運営を一体的に委託する「DBO方式」を採用しており、受託したJFE環境テクノロジー株式会社において、契約直後から進めていた実施設設計が先月末に完了し、建築確認申請や一般廃棄物処理施設設置届など、着工前に必要な各種手続きを終えたとの報告を受けております。

去る5月15日に現場事務所を開設し、先行工事として新施設プラント用井戸の掘削や、建設地内にある旧貯留槽の解体工事などの場内整備を行っておりますが、先般、この先行工事の場内整備により、建設地内に平成2年に解体した旧し尿処理施設の基礎部分が地中に残っていることが判明しております。

現在、撤去や処分などの数量の確認を行い、その費用等の精査を行っており、今後、適正に審査した上で対応することとしております。

また、来る7月14日には、本格的な工事着手に先立ち、工事期間中の安全を祈願するため、施工業者主催による安全祈願祭を開催させていただきます。ご案内の通知を送付させていただいておりますので、議員各位におかれましては、ご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

建設工事に係る地元町内会への対応につきましては、建設地に隣接する上大戸町内会と下大戸町内会からの要望事項である生活道路の舗装改修や道路拡幅について、道路管理者である大仙市による工事が昨年度末に完了したほか、両町内会の総会に出席し、事業の進捗状況や今後のスケジュールなどを説明したうえで、ご理解とご協力をお願いをしております。

なお、この新中央し尿処理センター建設事業につきましても、今次臨時会終了後の議員説明会において、詳しくご説明させていただきます。

次に、中央ごみ処理センター等長期包括運營業務委託事業につきましては、去る3月25日に、現在の委託事業者との間で本年度から令和9年度まで、5年間の契約を締結しております。

この中央ごみ処理センターは、平成14年4月の稼働開始から、基幹的設備・機器の耐用年数とされる20年が経過し、今後、経年的な劣化による運営・維持管理経費の増加が懸念されております。また、国が定めた廃棄物処理整備計画では、既存施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る事が重要とされており、当センターにおいても、性能回復と更なる延命化を図ることを目的に、主要設備・機器の更新やシステムの改良など、CO₂削減を考慮した基幹的設備改良工事を行う必要があります。

本年度は、施設の性能回復や延命化のための整備方針を示す「長寿命化総合計画」と、環境省所管の循環型社会形成推進交付金の申請に必要となる「循環型社会形成推進地域計画」の策定を行うこととし、去る5月1日に、条件付き一般競争入札を経て業務委託契約を締結しており、現在、構成市町の廃棄物処理実績値から次期計画における目標値の推計を行っているほか、機器の修繕履歴や現地調査などから、工事箇所の特定制と概算工事費の算定を行っております。

次に、消防関係について申し上げます。

始めに、消防職員意見発表会につきましては、去る4月28日に仙台市で開催された「第46回全国消防長会東北支部消防職員意見発表会」に秋田県代表として出場した、角館消防署の千葉将太消防副士長が『心を救う言葉』のテーマで発表し、入賞しております。

次に、車両更新計画に基づく本年度の車両購入についてであります。東分署の「消防ポンプ自動車」及び南分署及び角館消防署の「高規格救急自動車」並びに「高度救命処置用資機材」につきましては、先般入札を終え仮契約を締結しております。この後、財産取得に係る単行案についてご審議いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、消防職員の採用試験につきましては、上級職と初級職、初級救命職合わせて8名程度を採用する計画であり、構成市町の広報7月1日号や当組合のホームページでお知らせしてまいります。なお、1次試験につきましては、来る9月17日に大仙市大綱交流館を会場に実施いたします。

次に、6月26日現在の火災等の発生状況につきましては、火災件数が29件で昨年より7件の減、救急件数は2,983件で104件の増、救助件数は35件で7件の減となっております。このほか、山菜採りによる行方不明者の捜索事案が仙北市で5件、登山中の捜索救助事案が仙北市で2件、美郷町で1件発生しており、7名は無事に保護できたものの、残念ながら2名の方が亡くなっております。

なお、救急件数のうち、熊による人的被害が大仙市で2件発生しており、2名が救急搬送されております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

令和4年度の介護給付費につきましては、前年度との比較で率にして1.80%、金額にして約3億1,260万円減の約170億3,507万円となっております。

令和3年度は、当組合の介護保険事業がスタートして初めて給付費が減額となりましたが、令和4年度においても新型コロナウイルス感染拡大により、訪問介護やデイサービス、ショートステイなどの居宅系サービスの利用が控えられたことから、引き続き減額となっております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが第5類に変更になったことを踏まえ、より一層サービス利用者の推移について注視してまいります。

次に、地域密着型サービス事業所関係につきましては、構成市町の広報4月1日号で「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介

護」を開設する事業所を公募しております。

去る4月28日に、今後開設を予定している事業者を対象に説明会を開催したところ、2事業者から出席いただいております。なお、公募の締切日は6月30日としております。

次に、第9期介護保険事業計画の策定についてであります。介護事業者を対象とした事業所開設の意向調査を5月に行っており、計画期間中に開設を希望する事業者からは、7月31日までに開設要望書を提出していただくこととしております。

これを勘案して策定する施設整備計画や、昨年度から順次実施している一般高齢者及び要介護認定者などを対象としたアンケート調査等の結果に加え、制度改正や給付費の見込み等を踏まえて、被保険者代表、学識経験者等で構成する介護保険事業計画策定委員会に諮り、計画期間中の施策等について協議・検討してまいります。現在、委員を選定中であり、7月上旬に決定し、8月1日から1年間の任期で委嘱することとしております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議長 (後藤健)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、16番鈴木良勝議員、1番佐藤育男議員、2番鎌田正議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「令和4年度大曲仙北広域市町村圏組合継続費繰越計算書」が管理者から、「令和4年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4「議案第10号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤次長。

次長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、次長

次長 (佐藤大)

議案第10号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料2ページをご覧ください。

職員の特殊勤務手当について規定している本条例において、消防職員が防護服を着用して行う救急・救助活動など、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に対し、1日当たり3,000円又は身体への接触や、長時間にわたり接して行う作業に対しては4,000円の特殊勤務手当を支給する特例規定が、令和2年2月の改正により設けられています。

今般、新型コロナウイルスが「5類感染症」に移行したことに伴い、人事院規則の一部が改正され、当該特例規定が廃止されています。

本案は、国、県及び構成市町の動向を踏まえて、当組合においても同様の改正を行い廃止するもので、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第10号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第11号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (後藤健)

はい、次長。

次長 (佐藤大)

議案第11号「大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料3ページ及び4ページをご覧ください。

今般、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正され、電気自動車等を充電するための急速充電設備に係る火災予防の基準が改められています。

また、平成30年の健康増進法の一部改正により、多数の者が利用する施設等において、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが義務付けられて

おります。

これらの改正に伴い、当組合が定める条例についても同様の内容に改めるものであります。

主な改正の内容といたしましては、(1)の「急速充電設備の定義の見直し」であります。一つ目は、これまで、全出力200キロワットを超える急速充電設備につきましては、「変電設備」の基準が適用され、設置や取扱いが厳しく規制されておりました。この度、総務省消防庁の調査などでも火災発生の可能性が低いなど、安全性が確認されたことにより規制が緩和され、自動車等に充電するための設備については、200キロワットを超えるものも含め、全て「急速充電設備」の区分に見直しされております。

二つ目は、急速充電設備の中でも近年設置が増えてきている、変電機能を有する設備本体と充電ポストとなるケーブルとコネクタが別になっている「分離型」の急速充電設備については、充電ポスト部分は火災の危険性が低いことから、建物に近い部分への設置が可能となるなど、従来の「一体型」と異なる基準を設ける必要があることから、これを新たに規定するものです。

次に(2)の「喫煙専用室の標識の設置」についてであります。多数の者が利用する施設の喫煙所に設ける図記号の標識は、平成30年の健康増進法の改正後、この法律による規定と、それ以前からある火災予防条例の規定、それぞれに基づいた、2つの異なる標識を併記することが必要とされておりました。しかし、この度火災予防条例においては、国際標準化機構(I S O)の規格、又は日本産業規格(J I S規格)、このどちらかの図記号を使用することとしたほか、健康増進法に基づく標識が設置されている場合には、本条例に規定する標識の設置が不要となるものです。

本改正は、公布の日から施行するものであります。急速充電設備に係る改正規定の施行日につきましては、省令に合わせまして、令和5年10月1日といたします。

以上、議案第11号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第11号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第12号」、日程第7「議案第13号」、日程第8「議案第1

4号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (後藤健)

はい、次長。

次 長 (佐藤大)

それでは、議案第12号から議案第14号までの「財産の取得について」を一括してご説明申し上げます。

今回上程いたしました3件の「財産の取得について」は、消防車両更新計画に基づいた車両の購入及びその車両に積載する資機材の購入であり、いずれも予定価格が2千万円を超えるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

はじめに、議案第12号であります。議案説明資料の5ページ及び6ページをご覧ください。

取得する財産は、東分署に配備する「消防ポンプ自動車」1台であります。

現行車両は、配備後16年が経過し、車両の修理や部品調達が難しくなってきたことから、更新するものであります。

消防ポンプ自動車の主要メーカーは、日本ドライケミカル株式会社、株式会社モリタ、長野ポンプ株式会社、日本機械工業株式会社、ジーエムいちはら工業株式会社の5社であり、いずれについてもシャシ、ぎ装、各資機材等の一括発注が可能であるほか、耐久性、信頼性及び操作の利便性に差異がないものであります。

以上5メーカーの販売代理店の中から、故障時にも迅速な対応が可能な秋田市以南の6業者を選定し、去る5月25日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会が税込額4,664万円で落札しております。

続いて、議案第13号であります。議案説明資料の7ページ及び8ページをご覧ください。

取得する財産は、南分署及び角館消防署に配備する「高規格救急自動車」2台であります。

現行車両は、購入後の経過年数が更新計画である10年となっていることや、医療機関への搬送距離が長距離に及ぶことなどで、走行距離がそれぞれ約13万5千キロ、16万6千キロと、高規格救急自動車更新の目安としている15万キロ前後となっており、経年劣化が見られてきたことから、更新するものです。

国内の高規格救急自動車の主要販売メーカーは、トヨタ自動車株式会社及び日産自動車株式会社の2社であり、いずれも耐久性、信頼性及び操作の利便性に差異はないものであります。

指名業者につきましては、トヨタ自動車製「ハイメディック」と日産自動車製「パラメディック」の販売代理店である県内5業者を選定し、去る5月25日に指名競争入札を行った結果、秋田市の日産プリンス秋田販売株式会社が税込額3,

678万4千円で落札しております。

続いて、議案第14号であります。議案説明資料の9ページ及び10ページをご覧ください。

取得する財産は、「高度救命処置用資機材」2組であります。

これは、ただ今議案第13号で説明いたしました高規格救急自動車2台の更新に伴い、当該車両に積載する救命処置用資機材についても同様に更新するものです。

資機材の内容としましては、気道確保用資機材、自動体外式除細動器、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器、心電計、自動心臓マッサージシステム、人工呼吸器などとなっております。

業者選定につきましては、高度管理医療機器等販売許可を受けており、全ての資機材を一括納入できる秋田市以南の2者を選定し、去る5月25日に指名競争入札を行った結果、横手市のテスコ株式会社横手出張所が税込額3,146万円で落札しております。

以上、議案第12号から議案第14号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

はい、2番、鎌田議員。

議員 (鎌田正)

入札についてはどうのこうのはないですけど、救急車の件、何年か前に救急車を更新するとき、日産自動車はトヨタと車軸が違って雪道がどうのこうのってあったんだけど、今回は、車軸や幅は同じですか、日産もトヨタも。確か、トヨタと日産は違う、うまくないということでトヨタ系統を指名したはずだったけども今回は日産はこれで大丈夫なんですか。

議長 (後藤健)

はい、佐藤消防長。

消防長 (佐藤広樹)

はい。

議長 (後藤健)

はい、消防長。

消防長 (佐藤広樹)

はい、鎌田議員の質問にお答えいたします。

以前は、日産の車種が、議員ご指摘の通りプレート幅が違う、それから燃費性能も違うということで、車種選定から外しておりましたが、日産の車両がモデルチェンジしまして、トヨタ車と同等の性能を持っていることから、2社を指名しているものであります。以上です。

議長 (後藤健)

はい、鎌田議員よろしいですか。はい、どうぞ。

議員 (鎌田正)

それからもう一点。

いつも私不思議に思ってたけども、大仙市でも同じことを言ったつもりだけでも、消防ポンプ車の件で、いつも正直言って高義さんだけで、それが悪いとかいいとかそういうことじゃなくて、モリタのポンプ車いつも大仙市ではほぼ全て使っているわけだけでも、こうやって長野ポンプとかドライケミカルとか、こういったことやらないで、モリタならモリタできちんと指名して、5社も6社も指名しなくても、モリタに決めたら決めて、高義さんなら高義さんでやったほういいんでないですか。ということが一つと、それから高義さんについてはいつも私不思議に思ってるのが、業者名も、川連の漢字の高義商会、横手はカタカナのタカギ、いつも紛らわしいなという話だけれども、こういったことって、今回は猿田興業はモリタであれただけけれども、いつもタカギさんもモリタを取り扱ってたんでないですか。それから、とりあえず扱いメーカーをモリタならモリタで決めて、そして高義さんなら高義さんでもいいんだから、ありったけがんばってもらうということにして。今までの例見たって全部高義さんでないですか、正直言って。これ悪いとかなんとか言っていないけども、あまりめんどくさいことしないで、1者では難しいってば2者くらいにしてモリタさんならモリタさんで決めた方がいいんでないですか。消防長なんとですかこれ。

議 長

議 長

(後藤健)

答弁、はい、佐藤消防長。

消防長

(佐藤広樹)

はい。鎌田議員のご質問にお答えいたします。実はですね、当本部でここまで導入しましたポンプ車、確かにモリタ製が大変多くなっておりますけれども、長野ポンプ製のポンプ車も、近年数台導入しておりますところでございます。と言いますのは、この車両の種類、タンクを積んでいるとか、積んでいないとか、特殊車両であるとかということもありまして、得意とするメーカーもでございます。そういったところで、長野ポンプさんの方も近年は導入している実績がございます。それから、モリタさんは高義商会さんで扱っているということでございますけれども、それぞれ代理店になっている業者でございますので、当本部といたしましては、今回導入する普通ポンプ自動車に関しましては、この主要5メーカー、いずれも性能的には差異がないものと思っておりますので、このメーカーと業者さんを指名させていただいたということでございます。

議 長

(後藤健)

はい、鎌田議員。

議 員

(鎌田正)

ちなみに、ポンプ車の件で、2番目の金額はどのくらいだったんですか。

議 長

(後藤健)

はい、答弁を求めます。はい、佐藤次長。

次 長

(佐藤大)

はい、鎌田議員のご質問にお答え申し上げます。今現在、入札書の結果ございますけれども、こちら税抜きの価格での入札結果ということで、高義商会が税抜

きで4, 240万円、2番目の業者につきましては、4, 268万円というよう
な差になってございます。税抜き28万円の差でございます。

議 員 (鎌田正)

2番目どこの業者よこれ。

次 長 (佐藤大)

猿田興業株式会社でございます。

議 長 (後藤健)

はい、よろしいですか、鎌田議員。他に質問ある方。

はい、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第12号から議案第14号までの3件を一括して採決いたしま
す。本3件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第15号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (後藤健)

はい、次長。

次 長 (佐藤大)

議案第15号「令和5年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1
号）」をご説明申し上げます。

議案説明資料の12ページをご覧ください。

今回の補正は、一般会計における総務費を増額するものであり、歳入歳出予算
の総額に歳入歳出それぞれ654万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞ
れ66億47万1千円とするものであります。

また、継続費においては、継続費を設定している事業費の確定に伴い、減額す
るものであります。

歳入からご説明いたします。

7款繰越金は、654万円の増額で、総務費の財源として充当するものであり
ます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

2款総務費1項1目一般管理費は、654万円の増額で、現在、組合職員の給
与計算は大仙市に業務委託し、市の所有する給与計算システムを借用して行っ
ておりますが、市が今年度中に新しいシステムへ切り替えることを機に、来年度以
降の経費や運用面について、引き続き市へ委託した場合と組合が独自にシステム
を導入した場合とを比較検討したところ、組合が独自に導入する場合では、シス

テム導入経費で400万円以上、年間のランニングコストでは20万円以上の経費節減が見込めるほか、データ入力作業のために市役所へ出向く際の移動時間の削減やデータ持ち出しによる情報漏洩リスクの回避など、効率性や安全性などの運用面においても大幅な改善が図られることから、来年4月からの運用開始を目指し、システムの初期構築に係る経費を今年度早期に予算措置するものであります。

次に、継続費の補正についてご説明いたします。

令和4年度から6年度にかけて事業を行うため継続費を設定しております、「新南部斎場建設工事」及び同工事に係る「設計監理業務委託」並びに「工事監理業務委託」の3事業につきまして、令和5年3月の契約締結により事業費が確定したことから、事業費の総額及び令和5年度、6年度の年割額を変更するものであり、3事業合わせて11万8千円の減額となります。

以上、議案第15号「令和5年度6月補正予算」についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (後藤健)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第15号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和5年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。